　　石巻市ファミリーサポート事業会則

　（目的）

第１条　この会則は、市民が相互に行う育児援助活動（以下「援助活動」という。）に対して、その活動を支援することにより、安心して子育てができる環境づくりを推進することを目的とする石巻市ファミリーサポート事業（以下「サポート事業」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

　（設置）

第２条　事務局は、子育ての援助を受けようとする者（以下「利用会員」という。）及び利用会員の子育てを援助しようとする者（以下「協力会員」という。）を会員とする石巻市ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）を組織し、その運営に伴う事務を行うため石巻市子どもセンターに事務局を置くものとする。

第３条　センターは、次に掲げる事業を行う。

（１）利用会員及び協力会員の募集、登録その他会員組織に関すること。

（２）会員の子育てに関する援助活動の総合調整に関すること。

（３）会員の研修及び指導に関すること。

（４）第５条第１項のサブリーダーの選任及び育成指導に関すること。

（５）センターの広報に関すること。

（６）前各号に掲げるもののほか、この事業の目的の達成に関し必要と認められること。

　（アドバイザーの委嘱）

第４条　サポート事業を円滑に実施するため、子育てについて豊かな知識と経験を有する者をアドバイザーとして委嘱するものとする。

第５条　アドバイザーは、サポート事業の効果的な運用のため市長が必要と認めた場合にあっては、地区別等に区分した会員のグループを設け、その世話役として当該グループの会員（以下「グループ会員」という。）の中からサブリーダーを選任することができる。

２　サブリーダーは、グループ会員の統括に関する業務のほか、アドバイザーの指示を受け、グループ会員間の調整に関する業務を行うものとする。

　（入会及び登録）

第６条　会員として入会しようとする者は、石巻市ファミリーサポートセンター入会申込書（様式第１号。以下「入会申込書」という。）を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

２　会員は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

（１）市内に住所を有していること。

（２）協力会員にあっては、援助活動に理解と熱意を有する２０歳以上の者であって、センターが実施する援助活動に関する講習会を受講したものであること。

（３）利用会員にあっては、おおむね生後２か月から小学校３年生までの子ども（以下「対象児童」という。）を養育している者であること。

３　協力会員と利用会員は、これを兼ねることができる。

４　事務局は、入会を承認したときは、会員として登録し、石巻市ファミリーサポートセンター会員証（様式第２号。以下「会員証」という。）を交付するものとする。

５　会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに石巻市ファミリーサポートセンター会員登録変更届（様式第３号）を事務局に提出しなければならない。

　（退会）

第７条　会員は、退会しようとするときは、石巻市ファミリーサポートセンター退会届（様式第４号）を事務局に提出するとともに、会員証を返還しなければならない。

　（会員の資格喪失）

第８条　会員は、次のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

（１）第６条第２項に定める会員の要件を満たさなくなったとき。

　（２）次条に定める義務に違反したとき。

　（３）前２号に掲げるもののほか、会員としてふさわしくない行為があったとき。

　（会員の義務）

第９条　会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

　（１）援助活動を通じて知り得た会員及びその家族の情報を他に漏らしてはならない。

　（２）援助活動を通じて物品の販売又はあっ旋、宗教活動、政治活動を行ってはならない。

２　協力会員は、次に掲げる義務を負う。

　（１）援助活動中の子どもの安全確保に努めること。

　（２）援助活動中の子どもに異常を認めたときは、利用会員に連絡するとともに、状況に応じた適切な処置を講じること。

　（３）同時に複数の利用会員に対し援助活動を行わないこと。

　（援助活動の内容）

第１０条　協力会員の行う援助活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

　（１）保育施設等に対象児童を送迎すること。

　（２）利用会員の都合により対象児童への子育ての援助を必要とする場合に一時的に対象児童を預かること。ただし、対象児童が医療機関において治療を要する場合を除く。

２　前項第２号本文の規定により対象児童を預かる場合は、原則として協力会員の自宅において行うものとする。ただし、特別な事情があるときは、この限りではない。

　（援助活動の時間）

第１１条　援助活動は、原則として午前７時から午後７時までの間に行うものとし、宿泊を伴う援助活動は行わないものとする。

２　援助活動を行う時間（以下「援助時間」という。）は、１回につき１時間以上とし、以後３０分を単位とする。

３　援助時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲の時間を基礎として算出するものとする。

　（１）　対象児童を預かる場合の援助時間　協力会員が利用会員から対象児童を預かったときから当該利用会員に対象児童を引き渡したときまでの時間

　（２）　保育施設へ対象児童を送迎する場合の援助時間　協力会員が利用会員から対象児童を預かったときから保育施設等へ送り届けたときまで、又は保育施設等から対象児童を預かったときから当該利用会員に対象児童を引き渡したときまでの時間

　（援助活動の利用申請等）

第１２条　利用会員は、対象児童について子育ての援助を受けたいときは、アドバイザーに申し出なければならない。

２　アドバイザーは、前項の申出を受けたときは、当該援助の内容、日時、緊急時の連絡先等援助活動の調整に必要な事項を確認し、当該援助活動の実施に適した物を協力会員のなかから選定するものとする。

３　前項の規定により選定された協力会員は、利用会員と援助活動の実施について事前に十分な協議を行い、両者合意の上で当該援助活動の内容、日時などの詳細を決定するものとする。

４　協力会員は、援助活動を実施したときは、当該援助活動の記録を石巻市ファミリーサポート援助活動報告書（様式第５号。次項において「報告書」という。）に記載し、利用会員の確認を受けるものとする。

５　協力会員は、前項の規定により利用会員の確認を受けたときは、遅滞なく前項の報告書を事務局に提出するものとする。

　（保険）

第１３条　事務局は、援助活動によって生じた事故による会員の損害の賠償に備えるため、市を被保険者とする補償保険に加入するものとする。

２　会員は、前項に定める補償保険の適用外の事故による損害については、会員間において愛血しなければならない。

　（報酬）

第１４条　利用会員は、協力会員に対し、援助活動の終了の都度、別表に定める基準に従って報酬を支払うものとする。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この会則は、平成１８年９月１日から施行する。

　（事業実施に係る事前準備）

２　前項の規定にかかわらず会員の募集及び講習会の開催は、施行日前において実施することができるものとする。

別表（第１４条関係）

　１　利用会員が協力会員に支払う報酬額の基準

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 報酬額 |
| １　月曜日から金曜日までの午前７時から午後７時まで | １時間当たり　６００円 |
| ２　土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（１月１日から１月３日まで及び１２月２９日から１２月３１日まで）並びに前項以外の時間帯 | １時間当たり　７００円 |

（１）　利用会員が同一の協力会員から同時に２人以上の子どもについて援助を受ける場合は、２人目以降の子どもに係る報酬額の基準は、上表の額の２分の１とする。

（２）　援助活動の時間が１時間未満のときは１時間とする。援助活動の時間が１時間を超えた場合において、その越えた時間が３０分に満たないときの報酬額の基準は上表の額の２分の１の額とし、その越えた時間が３０分以上のときの報酬額の基準は上表の額とする。

（３）　援助活動が報酬額の異なる区分を引き続き利用する場合（午前７時と午後７時を含む場合をいう。）は、異なる区分を含む１時間の報酬額は７００円とする。

（４）利用会員が援助活動の依頼を取り消す場合の報酬額の基準は、次のとおりとする。

　ア　利用予定日の前日までに取り消した場合　零円

　イ　利用予定開示時刻までに取り消した場合　利用予定時間の報酬の２分の１

　ウ　利用予定開始時刻までに取り消しをせず、利用しなかった場合　利用予定時間の報酬の全額

２　実費

　利用会員は、援助活動に要した次の費用を協力会員に支払うものとする。

（１）子どもの送迎等に係る交通費

（２）利用会員の承諾を得て、協力会員が用意した飲食物等の費用

３　支払方法

　報酬及び実費は、速やかに支払うものとする。